



取引適正化に向けた取組の進捗状況

令和 2 年 6 月
中小企業庁

1. 改定版「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について

- 既存の重点3課題の深堀とともに、新たに「知財・ノウハウの保護」「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」を追加し、取引適正化重点5課題として取組を推進。
- 「下請Gメンや調査等によるきめ細かな実態把握」、産業界における「契約のひな形・ガイドライン等」の遵守徹底、「下請法等に基づく厳正な指導」を全体の方針として取組を実施。
- コロナ禍の経済状況を踏まえつつ、取引適正化に向けた取組を一層進めていく。

新たな重点課題

重点5課題	現状・課題	今後の取組方針
知的財産・ ノウハウの保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業が知的財産権等に関して、公正な条件での適正な契約を締結できていない。 ● 知的財産権等に関する支援を行うことができる外部の専門人材が少ない。 ● 企業内において、知的財産等の重要性が認識されていない。 <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><下請Gメンによって把握した問題事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・親事業者が立ち合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。(印刷) ・海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。(化学) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 知財Gメンによる知財の活用等の実態把握の実施（7月以降） ● 大企業・中小企業、学識者、弁護士、支援機関等有識者による検討会を7月に設置。 ①「知財取引における契約のひな形、ガイドライン」の策定 ②支援策(普及啓発、支援機関等の専門人材の活用)※令和3年度予算要求に反映 ③知財Gメンの体制強化の検討（知財弁護士の登用等）について、9月頃に公表。
働き方改革に伴う しわ寄せ防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 本年4月からの時間外労働の上限規制の中小企業適用を踏まえ、中小企業の実態把握が必要。 <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><下請Gメンヒアによって把握した問題事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・短納期発注が多くなったが、割増料金がもらえない。(自動車) ・金曜日に仕事を発注し、「土・日曜日にやれ」と言われた。単価の上乗せは認められなかった。(電機・情報通信機器) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。 ● 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)

1. 改定版「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について

既存の重点課題

重点5課題

現状・課題

今後の取組方針

型取引の適正化

- 昨年度の協議会の議論を踏まえ、振興基準を本年1月に改正し、親事業者による金型の保管料の負担や不要な金型の廃棄などの進展が見られるものの、その進捗は道半ば。
- 不要な金型の廃棄の更なる推進と振興基準や型取引適正化推進協議会報告書の周知徹底が必要。

<下請Gメンヒアによって把握した問題事例>

- ・金型の引取りの要請を行ったが引き取ってもらえず、100型を無償保管中である。(自動車)
- ・親事業者が木型の保管料や廃棄の相談をまったく受け付けてくれない。(工作機械)

型取引ルールを反映した自主行動計画の改定を踏まえ、以下の取組を実施。

- 型取引適正化推進協議会による、各業界団体からの取組状況の聴取。(8月目途)
- 個別企業に対する数万社単位でのフォローアップ調査の実施。(9月目途)
- これらの結果を踏まえ、産業界による自主行動計画の改定やアクション等につなげる。

支払条件の改善

- 下請代金の現金払い化については着実に浸透しているものの、業界慣習や大企業間取引に着目すると改善が鈍い。
- 手形サイトについては、90日もしくは120日のサイトに張り付いている状況。
- 約束手形の割引料が下請代金に加味されておらず、十分な協議がなされていない。
- 新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、下請事業者の資金繰り改善のためにも、支払条件改善への一層の取組が必要。

<下請Gメンヒアによって把握した問題事例>

- ・以前は手形での支払いだったが、今年より月末締め180日後の現金払いに変わった。(電機・情報通信機器)
- ・下請法対象外だが、締切から125日後の現金払いという取引先がある。(自動車)

- ①業種ごとの現金払い・手形等の支払期日と取引慣行の実態、②決済手段の在り方(ファクタリング・電子記録債権等を含む)等について、事業者・金融機関等を交え議論を開始。(7月目途)
- 中小企業への新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、手形通達の再改正を検討
- 産業界への働きかけの強化(振興基準、自主行動計画等の再検討)(11月頃方向提示)

- 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。
- 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)

価格決定方法の適正化

- 本年2月に、賢人会議「中間とりまとめ」において、大企業と中小企業が共存共栄していく関係を構築するため、適正な価格転嫁など取引適正化をサプライチェーン全体で進め、雇用・所得環境を改善させていく必要性を指摘。

<下請Gメンヒアによって把握した問題事例>

- ・海外企業の価格を引き合いに出し半額近い値下げを口頭で要求された。(自動車)
- ・量産ロットの見積もり価格が小ロットの注文にも適用され、利益が出ないため困っている。(電機・情報通信機器)

- 本年5月に「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を設置し、個社による下請振興基準の遵守等を含む自主行動宣言(パートナーシップ構築宣言)を通じ、更なる取引適正化を推進。

- 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。
- 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)

【参考 1 - ①】下請ヒアリングで把握した具体的事例

【凡例】○:よい事例、▲:問題のある事例
()内は親事業者の業種／聴取時期

価格決定

- 昨年から、価格が見合わないものは申し出てくれと言われている。初めてのことで、最初は警戒したが、先方が本気であることが分かったため、価格が本当に厳しい商品については見直しを要求している。行政の活動のおかげだと思う。(電機・情報通信機器／1月)
- 天気待ちや追加撮影で当初契約した撮影時間が延長となるなど追加費用が発生した場合、1年前ぐらいから追加費用の請求が認められるようになった。(放送／1月)
- ▲ 値上げ交渉に応じられず、単価を据え置かれている。また、保守部品も1000個、2000個が前提だった価格で2個から3個を発注してくる。(電機・情報通信機器／1月)
- ▲ 人件費の増加に伴う価格の交渉は難しい。理解してくれる親事業者は増えてきたが、最低賃金上昇分の値上げを交渉すると、毎年価格改訂には対応できないと言われる。今期は親事業者も協力してくれて若干上げたが、次回値上げできるか否かは分からない。(繊維／1月)

支払条件

- 昨年11月頃に、120日サイトの手形払いから現金払いとなった。製紙業の自主行動計画ができた時期と重なるので、取引条件改善の取組の影響だったのだろうと思う。(紙・紙加工品／3月)
- 「放送コンテンツ適正化推進会議の提言を受け、今年度から放送日起算での支払いを納入日起算での支払いに変更する」という連絡があった。(放送／1月)
- ▲ 親事業者は自主行動計画を策定している工業会会員であるが、現在も120日サイトの電子記録債権での支払条件である。(産業機械／1月)
- ▲ 複数の取引先から90日サイトの電子記録債権で支払われている。繊維業界では、ガイドラインや自主行動計画があっても大手が変わっていないので、業界全体として改善していない。(繊維／6月)

【参考 1 - ②】下請ヒアリングで把握した具体的事例

【凡例】○:よい事例、▲:問題のある事例
()内は親事業者の業種／聴取時期

コスト負担

- 自動車産業関連の親事業者との取引では、昨年11月頃から金型の廃却ルールが制定され、既に運用を開始している。金型の保管ルールについては、経済産業省の親事業者宛の指導が浸透して下請は助かっており、更なる進展に期待している。(自動車／5月)
- 昨年、親事業者から金型の保管料を負担すると申し出があった。(建設機械／2月)
- ▲ 金型の取引条件改善が進まない。親事業者では自社の資産を増やしたくないという購買の方針があり、一括払いをお願いしても24回分割払いのままである。(自動車／6月)
- ▲ 使用していない金型の保管に関し、保管承諾書(当社が作成したような内容契約)に押印するように書類が送られてくる。「保管費用に関しては要求しない」という内容である。(電機・情報通信機器／5月)

働き方改革

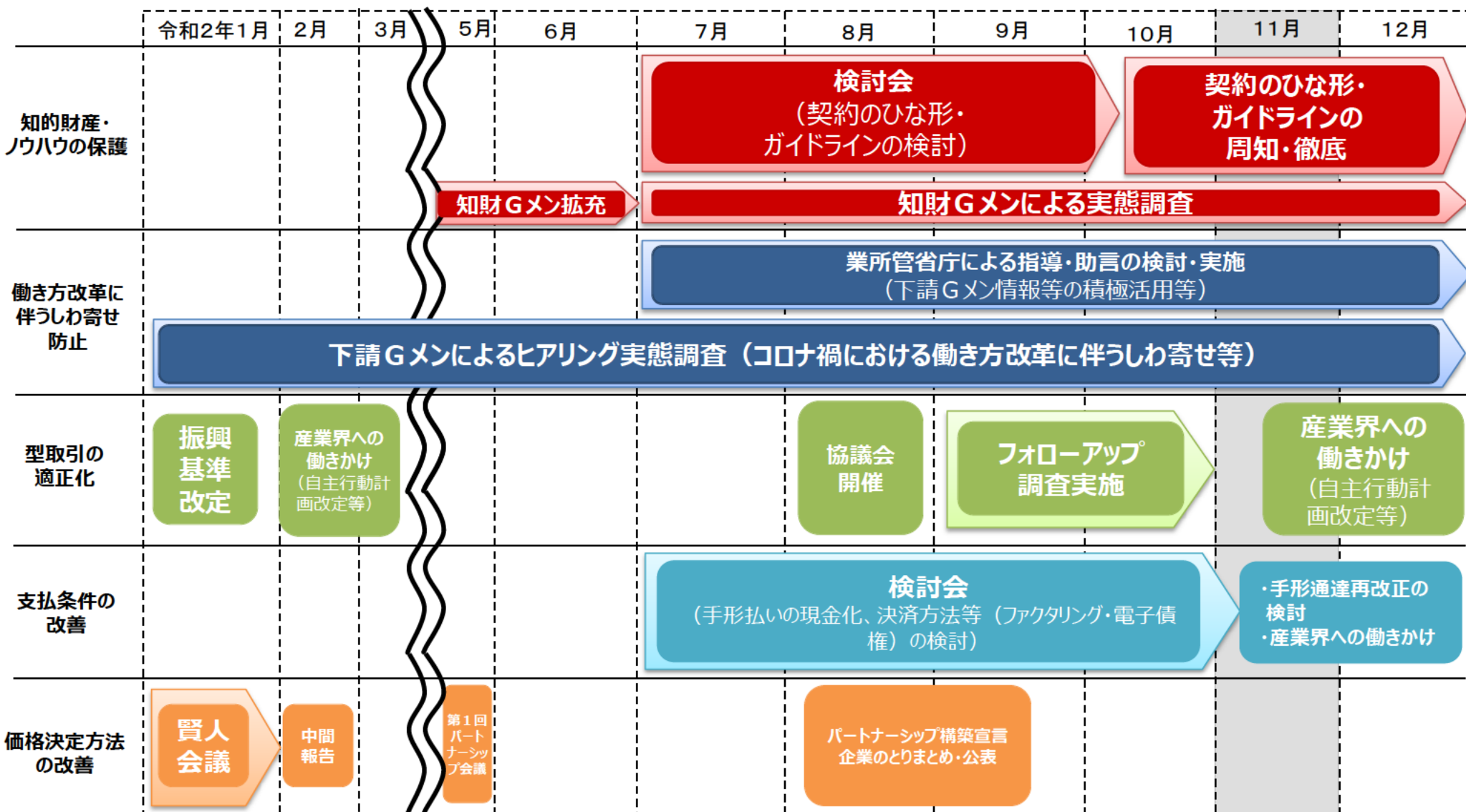
- ▲ 残業規制が始まった大企業からの仕様書の提供が遅くなった。従来は仕様書が納期3か月前には来たが、現在は1～2か月前になり、結果的に短納期になっている。短納期化に伴う特急料金は払われない。当社では、納期に間に合わせるため残業で対応している。(自動車／1月)
- ▲ 本来親事業者の技術員が行うべき仕事を押しつけられることがあり、一部で事務手数料の名目で費用請求しているが、ほとんどは請求できない。(自動車／2月)

知的財産

- ▲ 親事業者が、BCPなどを背景に「当社に万が一のことがあった場合に備える」ということで、当社しかできない技術的機密事項を求めてくることがある。内製化しようとしているのではないかと懸念がある。(産業機械／5月)
- ▲ ある親事業者は、当社の製品図面と製品を海外自社工場から現地企業に提示し、同様なものを低価格で製造させている。A社の基本契約書には、「製品図面の知的財産権は親事業者にある」と記載されており、署名しないかぎり取引が始まらなかった経緯がある。(自動車／5月)

【参考2】今後の対応について（工程表）

- 「未来志向型の取引慣行に向けて」について、既存の重点3課題を深堀していくとともに、新たに「知財・ノウハウの保護」「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」を追加し、重点5課題として対応。
- 取組の実施に伴い把握した課題に対しては、対応策を検討し、速やかに対策を実施。



11月は、「下請取引適正化推進月間」及び「働き方改革に伴うしわ寄せ防止キャンペーン月間」として企業への周知活動を強化

【参考3】自主行動計画策定団体（令和2年5月末時点）

- 自主行動計画策定団体は、昨年末14業種36団体から、現在16業種47団体まで拡大しており、対象業種、業界団体数が着実に増加。今後も、自主行動計画の策定を働きかけていく。
- 昨年度フォローアップ調査結果等を受け、3月末までの自主行動計画の改定・浸透策の検討を要請。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、〆切を7月末に延期。

業種		団体名
自動車		日本自動車工業会、日本自動車部品工業会
素形材		素形材センター等 計9団体
機械製造業		日本建設機械工業会、日本産業機械工業会、日本工作機械工業会、日本半導体製造装置協会、日本ロボット工業会、 日本計量機器工業連合会、日本分析機器工業会、カメラ映像機器工業会
航空宇宙工業		日本航空宇宙工業会
繊維		日本繊維産業連盟等 計2団体
紙・紙加工業		日本製紙連合会
電機・情報通信機器		電子情報技術産業協会（JEITA）等 計4団体
情報サービス・ソフトウェア		情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業	日本スーパーマーケット協会、全国スーパーマーケット協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本チェーンドラッグストア協会、日本ボランタリーチェーン協会、日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会
建材・住宅設備		日本建材・住宅設備産業協会
金属産業		日本電線工業会、日本鉄鋼連盟
化学産業		日本化学工業会等 計6団体
警備業※警察庁より要請		全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請		放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業※国交省より要請		全日本トラック協会
建設業※国交省より要請		日本建設業連合会

※赤字は昨年末時点から新たに計画を策定した団体

【参考4-①】前回資料(令和元年12月開催) 自主行動計画フォローアップ調査結果概要

- 経産省所管の自主行動計画策定業種（8業種29団体）が9～11月に調査を実施。
- 「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点三課題について、今年度の結果はいずれも改善。
- 特に、②型管理の適正化「型の返却・廃棄の促進」は、発注側で大きく改善。
- 一方、発注側・受注側の認識のズレは、各課題で依然として埋まらず、今後の課題。
※なお、本調査は当該年度内での実施状況について、各項目ごとに調査。
（回答例：①概ねできた（実施済）、②一部できた（実施中）、③できなかった（未実施）の3択）
- 認識のズレの解消等を目的に、本年度より、取引問題小委員会(11/27,12/9)にて、策定業界団体が一堂に会し、公開の場で調査結果等について議論。結果を踏まえて、対策検討・計画改訂を要請。

<重点三課題 改善割合>

回答率は35%（昨年34%）
（今年度:対象6019社、回答2086社）

設問	発注／受注	平成29年度	平成30年度	令和元年度
① 不合理な原価低減要請を行わない／受けていない ※「実施済」と答えた企業の割合	発注	81%	81%	86%
	受注	40%	51%	56%
②-1 型管理の適正化（※1） 型の返却・廃棄の促進（※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	39%	39%	50%
	受注	23%	15%	18%
②-2 型管理の適正化（※1） 型の保管費用の発注側負担（※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	32%	40%	44%
	受注	17%	13%	14%
③-1 下請代金をすべて現金で 支払っている／受け取っている	発注	49%	53%	57%
	受注	26%	28%	30%
③-2 下請代金支払の手形等のサイトが60日以内	発注	14%	13%	18%
	受注	10%	12%	14%

※ ②-1、②-2について、電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計のみ除外。

【参考4-②】前回資料(令和元年12月開催) 今後の方針

- 各課題は改善の傾向にあるものの、発注側・受注側の認識のズレを解消することが今後の課題。
- 重点課題の更なる深堀や対策を検討し、「未来志向型の取引慣行に向けて」の拡充を行う。
- 更に、①「自主行動計画」の実効性の向上、②取引実態把握の更なる強化、③地域単位での周知徹底に取り組む。

「未来志向型の取引慣行に向けて」の拡充

- ・従来の重点3課題について、「支払い条件改善」など、更なる深堀のための対策を検討。
- ・新たに、「知財・ノウハウの保護」、「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」を重点課題に追加し対策の拡充を行う。
(※12/3梶山経産大臣より検討の指示あり)
- ・「価値創造企業に関する賢人会議」(第1回12月3日)での議論を踏まえ、対策パッケージとして年明け公表予定。

①「自主行動計画」の実効性の向上

1) 業界別のPDCAサイクルの強化

- ・各業界での発注側と受注側の認識のズレの解消等について、産業界に対して、来春までに具体的な対策の報告と自主行動計画の改訂を要請。

2) 策定業種・団体の拡大

- ・本年4月以降、「建材・住宅設備産業」、「紙・加工業」等が策定し、現在14業種36団体に拡大。
- ・「金属産業」や「化学産業」など新たな業種も策定に向けて検討中。年明け以降3業種6団体が策定予定。

②取引実態把握の更なる強化

- ・下請Gメンに専門人材を登用し、業種特性等に応じたヒアリング体制を構築。実態把握の更なる精緻化を図る。

③地域単位でのきめ細かな周知等の徹底

- ・地域レベルでの取引適正化浸透を図ることを目的に、各地の中核中堅企業を集め、年度内で全国9ブロック10箇所にて、政務参加の「取引適正化推進会議」を開催。(※12月大阪、札幌、名古屋、以降順次開催)
- ・「型取引」や「働き方改革のしわ寄せ」等について要請。

【参考5】下請中小企業振興法「振興基準」の改正（令和2年1月）について

- 「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」について、以下の目的のため、令和2年1月31日に改正を行った。
 - すべての型取引について、従来の保管・廃棄の適正化に加えて、適正化の対象を型の製作や支払条件改善等を含む型取引全般に拡大し、型の製作から廃棄に至るまで型取引の抜本的な適正化を図ること（なお、型取引の適正化に当たっては、契約のひな型を活用）。
 - 中小企業の業務効率化を目的に、受発注システム等の電子化への対応を促進すること。
- 改正「振興基準」を踏まえ、産業界の自主行動計画の改訂要請等を行い、大企業・親事業者に対するより一層の遵守の徹底を図る。

※前回改正は、平成30年12月末（大企業間取引、働き方改革、事業承継等改正）

改正事項1）型取引の適正化

◆ 型取引の適正ルールの遵守

（主要改正事項）

- 「契約のひな形」に基づく取引の実施
- 不要な型の廃棄
- 型製作相当費の一括払いや前払い
- 量産期間から補給期間への移行の明確化
- 型の廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡（「目安」に基づく型管理適正化）

改正事項2）電子化推進

◆ サプライチェーンにおける電子化による業務効率化推進

（主要改正事項）

- 情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善（業務のデジタル化推進を含む）
- 中小企業共通EDI（電子データ交換）などによる電子受発注の導入推進
- 電子的な決済等（インターネットバンキング、電子記録債権、全銀EDIシステムなどの活用）導入推進等